

令和4年度 新橋区町政地区懇談会 ご意見要旨

令和4年11月19日(土) 9時30分～11時 ホープ館

	意見等	回 答
1	野木町の消防体制で大きな火災に対応できるのか。野木分署の機材では限りがあるので初期消火が大切である。関東どまんなかサミットの協定で、消防に関する応援等を要請できるのか。もし要請できないのであれば、今後検討してほしい。	野木町の消防については、小山市消防本部の野木分署が担当していただいております。野木分署だけで対応が困難な場合は、間々田分署・本署等から応援が来る体制をとっております。大規模な災害で小山市消防本部だけで対応できない場合は、まずは県内の他市町の消防本部や県消防防災課に要請する体制をとっておりますので、関東どまんなかサミット構成市町への火災時の応援要請はその後になると考えます。 関東どまんなかサミットでは、大規模災害時には相互協力をおこなう協定を結んでおります。火災時の相互協力について協定では特記しておりませんが、災害の一つとして相互協力できるよう話し合いをしていきたいと考えております。
2	区内の電柱に浸水想定水位の表示があるが、どのような意味なのか。水害時の避難判断基準について、国土交通省が浸水ナビというアプリを提供しているので、避難判断をおこなうために活用してはどうか。	電柱に表示しているものは、浸水の最大想定の水位を表示しております。この表示は東京電力で立てた電柱でないと手続き上難しいため、近くに東電柱がないので、想定している場所とは若干離れてその場所の想定水位を表示しております。この表示方法につきまして住民の皆様がご不安に思われているとのことですので、区長様や自治会長様とも協議し考えてまいりたいと思います。
3	工業団地に進出したパルタックに関する情報が、紙で通知されるだけで理解できない。もっと懇切丁寧に説明してほしい。	公害防止協定につきましては、町と企業間で締結したところでございます。協定内容につきましては、窓口でのご説明や自治会長様へお渡ししておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
4	空家に再度住みついたハクビシンを捕まえて処分を町にお願いしたら、以前は町で引き取ってくれたが、現在は引き取ってもらえず、自身で処分してほしいと言われたと聞いた。人を介しているので正しい情報や回答が私自身に入っているわけではないが、町では以前と対応が変わったのか。また、空家の所有者に対応を求めることはしていないのか。	町ではハクビシン等を捕獲するための檻の貸し出しをおこなっております。お話の件につきましては、当時の対応等を確認させていただきまして、後日お答えさせていただきます。 空家にハクビシンが住みついているようであれば、町にご連絡をいただければ所有者に連絡しまして対応をお願いしていると思いますが、お話の件につきましては確認させていただきます。 アライグマやハクビシン等の特定外来種につきましては、罠を仕掛けるには許可が必要で、許可の際に捕獲した動物の処分については、捕獲者に行ってもらうことが原則となっております。 【後日回答】 ご相談後、職員でも現地を確認し空き家所有者へ改善いただくよう通知しております。通知後も経過観察し、改善されるまで継続的に指導しております。 以前は、ハクビシンは町で引き取って処分をしていますが、ここ数年捕獲数も多くなり、町では処分できなくなり、ご自身で処分をお願いしております。また、アライグマについては、昨年度まで県の予算で対応しておりましたが、やはり頭数が多くなり令和3年度で終了となりました。

5	町から自治会に配布される資料が多すぎて、対応に困っている。役場の中で調整されているのか。高齢化が進んでいる状況で自治会の存続が危ぶまれている。	全国的に自治会の在り方が問われておりますが、地域の課題を解決するには自治会の皆様のお力が必要だと考えております。配布物につきましては、なるべく少なくするよう努力しておりますが、新型コロナに関連することなど皆様にお知らせしなければならないものにつきましては、広報誌以外でも配布をお願いしております。今後も、皆様のご負担を極力少なくするよう取り組んでまいります。 町は自治基本条例を定めた時に、住民の方と行政はお互いにフラットな立場で対等な関係であることを掲げております。町は自治会の皆様を下部組織と考えたことは、全くございません。配布物が多いというご意見につきましては、他の地域の懇談会でもご意見をいただいておりますので、皆様のご負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。
6	新橋東2自治会とブルーミングの間の道が抜け道として利用されていて、事故が多発している。町民の安全のために中央通りの速度規制をお願いしたい。	速度規制につきましては警察となりますが、一般的に道路の形状や通学路などの要因を勘案して速度規制がなされております。地元の皆様からこういったご意見があることは警察に伝えたいと思いますが、区長様ともご相談させていただきながら進めたいと考えております。
7	新橋区は線路で分断されている。図書館前の道が広いので、そこで東西を結ぶ地下道を作ってはどうか。	図書館前の道路は、過去に線路をまたぐ陸橋を作る計画があったため、道幅が広く作られておりますが、現時点での実現は難しいところでございます。
8	自治会が良くなるためには若返りが必要と考えている。もっと若い人が自治会に参画してもらえる仕組みを考えてほしい。	地区懇談会でも多くの区から同じようなお話をいただいております。情報発信についても、SNS等を活用して若者にも情報が届くよう取り組んでまいりたいと考えております。
懇談会終了後にいただいたご意見（原文ママ）		
9	ブルーミング内調整池の清掃について ①調整池の清掃の年間計画はどの様に計画されていますか？ ②令和4年度はどの様に清掃を実施しましたか？	【後日回答】 調整池の清掃は状況を見て適宜実施することとしております。令和4年度は職員が雑草の除去や排水のつまりの除去作業を年3回行いました。また、2月に業者による清掃を行う予定です。
10	①側溝の詰まりの予防措置をお願いしたい。 現状は雨であふれてからの対応 ②庭木の道路はみだし家屋の指導 ③ぐるりん号及びオーバスの乗入れ デマンドタクシーは中途半端 ④渡良瀬遊水地の環境整備を国交省への申し入れ 現状ではコウノトリの住めない場所になる	【後日回答】 ①道路巡回等で目視確認等を行っておりますが、側溝の詰まり具合などをすべての路線で確認することは現実的に難しい状況です。ご迷惑をおかけいたしますが、その都度要望等を頂ければ、状況を確認し必要に応じて清掃業務を行いますので都市整備課施設保全係まで問合せ下さい。 ②民地から道路への樹木の繁茂等につきましては、状況を確認しその都度伐採等の管理依頼を行いますので都市整備課施設保全係まで問合せ下さい。 ③古河市ぐるりん号は、現在マーケットシティ西側の野渡地区に乗り入れております。小山市オーバスの乗り入れについては小山市と協議していきたく思います。デマンドタクシーはドアツードアで運行しておりますが、より一層便利に利用できるよう研究してまいります。 ④渡良瀬遊水地の環境整備に関する要望につきましては、野木町が加盟する「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」より、湿地事業等と一体となった湿地環境整備の具体化について、国土交通省へ要望しております。引き続き、関係機関と連携し要望を行ってまいります。

11	事前に質問書を提出された項目については、町の方で整理して参加者にも質問内容が分かるようにして欲しい。今日の会に参加しても住民の質問事項も理解出来ないから。	【後日回答】 区長様を通じて事前に質問書を提出された場合は、参加者された皆様にご理解いただけるような方法を検討してまいります。
12	新橋西公園に関して 現在、新橋西1自治会では一年おきに「バラ公園」を芝山1自治会と共に管理清掃を行っております。 新橋西公園におきましては、住民のボランティアでゴミの清掃をしております。(ペットボトル、タバコのすいから等) 今後、自治会に町から依頼する考えをおもちでしょうか。	【後日回答】 公園の美化清掃作業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 町としましても、町内の公園清掃業務につきましては、各種団体の皆様と委託契約を締結し管理作業に対する委託料をお支払いしておりますので、ご協力いただける場合は、都市整備課施設保全係までお問合せ下さい。
13	野木町自治基本条例中、第6町民責務は我々町民は責務に自負があるが、第6章町は職員がまるで住民の意見を無視している。 (いんぎん・不実行) パルタック公害防止協定の説明を求める 文書ではなく会議要望	【後日回答】 昨年までに自治会の皆様にはご説明させていただいておりますので、改めて会議を行う予定はありません。
14	分館及び区長について、町から選出でなく、各自治会長の中から選出して組織のスリム化及び経費削減を計る事を提案 例 議員さんは町民から選出されその中から議長・副議長・その他の委員長を選出されると思う。その事も考えて下から育ていく組織作りをしていただきたい。 町制60年の今年こそ改革の時だと思 う 要はやるか。やらないか 行政の指導が求められているのではないか。	【後日回答】 区長につきましては、「区長及び自治会長設置規則」の規定により、区域の総会等で選出された方を町長が委嘱することとなっております。選出につきましては、区によって様々な方法があると思われま す。しかしながら、選出された自治会長の中から区長を選出する方法につきましては、区のあり方を含め大きな変更を伴いますので、区長会とも協議しながら研究してまいります。 分館長につきましては、「野木町公民館分館設置規則」の規定により、学区ごと選出された方を町長がパートタイム会計年度職員として任用することとなっております。選出につきましては各分館と協議しながら研究してまいります。
15	・地区懇談会について 質問と回答だけでなく、その検討結果具体的な実現策についても報告してほしい。 ・私の感想だと、回答は前向きだが実現したものはないと思う。 時間が少ないですね。	【後日回答】 貴重なご意見ありがとうございます。過去にいただきましたご要望の中で具体的に実現されお示しできる施策に関しましては、町ホームページや町広報誌等でお伝えしていきたいと考えております。
16		【後日回答】 貴重なご意見ありがとうございます。開催区とも相談させていただきながら適切な時間配分について今後検討させていただきます。
17	・空家に住みついたハクビシン対策 ・5年前の処分と違ったことについての質問をさせて頂きました。保護した後の処理を個人がするのは難しいので、もし民間に処分を依頼するとしたら、その費用を助成してもらいたいです。いかがでしょうか。	【後日回答】 アライグマやハクビシン等の特定外来種の捕獲数は、ここ数年増加傾向にありますので、処分費用の助成につきましても、他市町の状況も見ながら今後検討して参ります。
18	町に1軒存在した本屋が無くなって久しいが、町によっては町で補助して行っているところもある町、町民のレベルアップを考える本町での試みをされてはどうか。	【後日回答】 貴重なご意見ありがとうございます。書籍や雑誌の売り上げ減少やスマートフォン等の電子書籍の普及等により、全国的に書店が減少している状況です。現時点で、町が書店の誘致や補助等をおこなう予定はございません。